



令和5年5月
新座市教育委員会

家庭用モバイルWi-Fiルーターの 貸出を行います



新座市では、市内小、中学校に通う児童生徒が家庭でインターネットを使った学習を行うために、インターネット環境が整っていない家庭に対し、希望により「家庭用モバイルWi-Fiルーター」の貸出を行います。

対象

インターネット環境がない新座市立小・中学校に通う児童生徒のうち貸出を希望する家庭（1家庭1台・1台で5つの端末に接続可能です）

申請手続き

「モバイルWi-Fiルーター貸出申請書」に必要事項を記入し学校に提出します。学校から貸出をします

契約・通信料の支払い

保護者の方が通信会社（株式会社ビジョン）と直接契約をします。通信料は家庭負担となります。

モバイルルーター使用の流れ

申請

- 「モバイルWi-Fiルーター貸出申請書」に必要事項を記入し、保護者または児童生徒を通して学校へ申請をします。
- 学校で申請書の記載内容を確認し、モバイルWi-Fiルーター、充電用アダプタ、説明書等案内書類を貸出します。

契約

- 通信会社（ビジョン）のサイトから申し込みを行います。
- 申し込み完了から使用可能になります。
- 支払いは家庭負担です。月末締めで、翌月10日前後に契約時に登録したクレジットカードから引き落とされます。

解約・返却

- 使用停止（解約）する場合は、その月の20日までにコールセンターに解約申請をします。（21日以降になると翌月の解約となります）
- 解約し、家庭で使用しなくなったモバイルWi-Fiルーターは速やかに学校へ返却ください。

【お問い合わせ】

○貸出、返却等の手続きについて

➡新座市教育委員会教育支援課 048-477-7142（平日・9:00~17:00）

○契約、解約の手続き、モバイルWi-Fiルーターの使用方法等について

➡株式会社ビジョンサポートセンター 0120-542-336（9:00~18:00）

モバイルWi-Fiルーター貸出に関する確認事項

貸出機器の利用にあたっては、以下の事項の遵守をお願いします。以下の事項が守られず、貸出機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。

1 貸出の台数

1世帯につきモバイルWi-Fiルーターを1台貸出いたします。なお、1台のモバイルWi-Fiルーターで最大5台の端末につなげることができます。

2 契約

家庭でモバイルWi-Fiルーターを使用するには、別に契約が必要です。契約については、株式会社ビジョンのサイト(<https://townwifi.com/plus/olcplan/>)から各自で行ってください。

3 通信費等使用に係る費用の負担

貸出したモバイルWi-Fiルーターの使用にかかる通信料については自己負担となります。支払いについては、契約する業者の指示に従ってください。また、充電に係る電気代についても自己負担となります。

4 使用に当たって

- ・他人への転貸(または貸し)や転売をしないでください。
- ・精密機器につき、丁寧・適正な取扱いをお願いします。乱暴に取扱ったり故意に破損させたりしないでください。

5 返却

貸出申請期間が終了したら速やかに学校へ返却をお願いします。なお、申請期間を過ぎ引き続き貸出を希望する場合はその旨を学校にお知らせください。

6 故障、破損、紛失等

万が一、故障、破損、紛失等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。修理や新たな機器との交換なった場合には、それに係る代金をお支払いいただく場合があります(最大1万円)。故障と判断しても、勝手に修理しないでください。なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。